

記入例

記入ください。複数部位の場合
浴室・キッチン・洗面化粧台
該当部位それぞれに1枚必要です

合わせて準備物の確認・送付を
お願いします

「浴室」…佐倉
「キッチン」「洗面化粧台」…茂原
送付先が異なります
ご注意ください

この依頼書は、TOTO製浴室・キッチン・洗面化粧台について、「中小企業等経営強化法における経営力向上設備等」及び「生産性向上特別措置法における先端設備等」として税制措置を活用する場合に必要な「生産性向上要件証明書」を、証明書発行団体であるキッチン・バス工業会に発行申請するためのものです。TOTOよりキッチン・バス工業会に発行申請を行い、発行された証明書をTOTOが受領次第、ご依頼元へ送付します。

※この依頼書ではトイレの申請はできません。
※キッチンと洗面など複数の部位をまたぐ申請は、各部位ごとにこの「対象製品証明書発行依頼書」が必要です。

TOTO側 宛て

「中小企業等経営強化法の経営力向上設備等」及び「生産性向上特別措置法の先端設備等」に係る
生産性向上要件証明書

対象製品証明書発行依頼書

【浴室・キッチン・洗面化粧台用】

■必要事項(A)～(C)を記入してください。

(A) 対象製品の設置場所（本社名及び事業所名 ○○株式会社 △△工場 等）

○○株式会社 △△工場

(B) 対象製品の種類（いずれかに○印をつけてください）

[] 浴室 [] キッチン [○] 洗面化粧台

(C) 対象製品の取得予定年月

2018 年 6 月

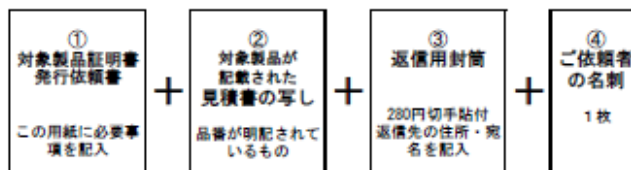
■①～④を各製品の発行窓口まで郵便にて送付してください。

①対象製品証明書発行依頼書（この用紙に必要事項(A)～(C)を記入したもの）

②対象製品が記載された見積書の写し（品番が明記されているもの）

③返信用封筒（280円切手を貼付し、返信先の住所・宛名を記入したもの）

④ご依頼者の名刺（1枚・当社より申請に関するお問合せをさせていただく場合があります）



※①～④が揃わない場合は申請できません。

【発行窓口】

・対象製品の種類が「浴室」の場合

〒285-8585 千葉県佐倉市大作2-5-1

TOTO側 浴室 中小企業税制証明書発行窓口

・対象製品の種類が「キッチン」または「洗面化粧台」の場合

〒299-4114 千葉県茂原市本納3210-1

TOTO側 キッチン・洗面 中小企業税制証明書発行窓口

申請依頼～証明書発行に関するお問合せ（TOTO側 浴室・キッチン・洗面製品 中小企業税制証明書発行窓口）

kb-kaieikyoka@jp.toto.com